

## 「院内感染対策サーベイランス」に係る参加医療機関の募集

◇地域保健部◇

このたび、厚生労働省が実施する標記サーベイランス事業の参加医療機関の募集がありましたので、お知らせいたします。なお、本事業の概要は下記のとおりですが、参加医療機関の募集および取りまとめは北海道が行うこととされており、各保健所を通じて医療機関に対し周知がなされておりますので、詳細はそちらでご確認ください。

### 院内感染対策サーベイランス事業の概要

#### 趣旨および目的

院内感染対策サーベイランス事業（以下「本サーベイランス」という）については、平成12年から本サーベイランスの趣旨に賛同して参加を希望した医療機関（以下「参加医療機関」という）の協力を得て、医療機関における院内感染対策を支援するため実施されてきたところである。

平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、平成19年4月より医療法第6条の10に基づき、安全管理や院内感染対策のための体制整備がすべての医療機関に義務づけられることとなる。

本サーベイランスは、各医療機関内において実施される感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善方策を支援するため、全国の医療機関における院内感染の発生状況、薬剤耐性菌の分離状況および薬剤耐性菌による感染症の発生状況等に関する情報を提供することを目的として実施するものである。

#### 参加医療機関の募集

厚生労働省医政局指導課は、本サーベイランスへの参加を希望する医療機関（今回の募集から、これまでの原則200床以上の病院に加えて、200床未満の医療機関（有床診療所を含む）についても対象となっている）を、都道府県を通じて募集する。

#### 医療機関の参加登録

医療機関は参加を希望するサーベイランス部門および担当者に関する必要事項を都道府県を通じて、厚生労働省医政局指導課にHP（以下のとおり）より登録する。

なお、本サーベイランスの実施形態は、以下の(1)から(5)であり、参加医療機関は、参加を希望するそれぞれについて登録を行う。

- (1)検査部門サーベイランス
- (2)全入院患者部門サーベイランス
- (3)手術部位感染（SSI）部門サーベイランス
- (4)集中治療室（ICU）部門サーベイランス
- (5)新生児集中治療室（NICU）部門サーベイランス

参加登録のHPアドレス <http://www.nih-janis.jp/participation/index.html>

#### 実施方法等

##### (1)参加医療機関

各部門のサーベイランスにおいて医療機関が提出するデータおよび提出期間、提出方法等は別途配布する「院内感染対策サーベイランスマニュアル」による。

##### (2)解析評価情報の還元

厚生労働省医政局指導課は、参加医療機関より提出されたデータを集計し、解析評価を加えた情報を定期的に還元する。解析評価および還元においては国立感染症研究所が技術的助言および支援を行う。